

国民健康保険事業特別会計 予算見込資料 予算事項別明細書 用語解説

特別会計とは・・・ 地方公共団体の会計において、一般会計とは別に設けて、独立した経理管理を行うもの。

歳 入

款	項	目	節	
1 国民健康保険料				
1 国民健康保険料				
		1 被保険者国民健康保険料	1 医療給付費分現年分	病院で受診された際の保険給付費分や、出産育児一時金、葬祭費などに充てられる保険料であり、その年度の４月から３月までの保険料として納付義務者に支払いをお願いするもの。
			2 後期高齢者支援金分現年分	後期高齢者医療制度を支えるための保険料。国保を含む他の健康保険からの支援も受けて成り立っており、その年度の４月から３月までの保険料として納付義務者に支払いをお願いするもの。
			3 介護納付金分現年分	介護保険制度を支えるための保険料。40歳以上65歳未満の人（介護保険の第2号被保険者）が対象となっており、その年度の４月から３月までの保険料として納付義務者に支払いをお願いするもの。
			4 医療給付費分滞納繰越分	病院で受診された際の保険給付費分や、出産育児一時金、葬祭費などに充てられる保険料であり、過去の年度で未納となっている保険料を納付義務者に支払いをお願いするもの。
			5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	後期高齢者医療制度を支えるための保険料。国保を含む他の健康保険からの支援も受けて成り立っており、過去の年度で未納となっている保険料を納付義務者に支払いをお願いするもの。
			6 介護納付金分滞納繰越分	介護保険制度を支えるための保険料。40歳以上65歳未満の人（介護保険の第2号被保険者）が対象となっており、過去の年度で未納となっている保険料を納付義務者に支払いをお願いするもの。
2 国庫支出金				
1 国庫補助金				
		1 災害臨時特例補助金	1 災害臨時特例補助金	東日本大震災に係る減免 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置として、被災者に対して、一部負担金及び保険料は免除する措置がされており、これにかかる経費を国が負担するもの。 一部負担金等免除及び国民健康保険料減免総額の１０分の２相当額について、災害臨時特例補助金により財政支援される。なお残る１０分の８相当額は特別交付金（特別調整交付金分）により財政支援される。
		2 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	こども支援金及び公金収納対応システム改修費
3 県支出金				
1 県補助金				
		1 保険給付費等交付金	1 保険給付費等交付金	国民健康保険制度改革において、県は、平成30年度から、市町村とともに国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体としての役割を担うことにより、国保財政の安定化を図っていくこととなり、30年度以降、県は保険給付費等交付金を市町村に支払う仕組みとなった。
4 財産収入				
1 財産運用収入				
		1 利子及び配当金	1 利子収入	国民健康保険運営基金積立金利子

5 繰入金				
1 一般会計繰入金				
1 一般会計繰入金		1 保険基盤安定繰入金	市町村が行う国民健康保険の被保険者の保険料負担の緩和を図るため、保険料の減額相当額を基準として、政令に基づき算定する金額を一般会計から国保特別会計に繰り入れるもの。	
		2 未就学児均等割保険料繰入金	令和4年度より開始。保険料未就学児均等割軽減措置に係る、一般会計繰出に要する経費。	
		3 職員給与費等繰入金	職員給与費等の国民健康保険の事務の執行に要する経費相当額について、一般会計から国保特別会計に繰り入れるもの。	
		4 産前産後保険料繰入金	令和6年1月より開始。子育て世帯の負担軽減等の観点から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者について条例で定めるところにより行う産前産後期間相当分（4か月間）の均等割保険料及び所得割保険料の免除制度に係る、一般会計繰出に要する経費。	
		5 出産育児一時金等繰入金	出産育児一時金50万円の3分の2にあたる額を一般会計から国保特別会計へ繰り入れるもの。	
		6 財政安定化支援事業繰入金	国費と保険料で賄う国保財政の基本を踏まえつつ、保険者の責に帰することができない特別の事情に基づく要因に着目して限定的に繰り入れを認めようとするもの。なお、特別の事情は次のとおり。 ①：保険料軽減世帯割合の増嵩 ②：年齢構成差による給付費の増嵩 当市は②のみ該当	
		7 その他一般会計繰入金	決算補填等目的以外のもの（療給負担金地方単独事業波及増額分）に充当	
2 基金繰入金				
		1 国民健康保険運営基金繰入金	1 国民健康保険運営基金繰入金	国保制度改革による保険料率の上昇を抑制するため、納付金に対する必要保険料額に代わる財源の一部として基金繰入金を活用しているもの。
6 繰越金				
1 繰越金				
		1 繰越金	1 前年度繰越金	決算上剰余金が生じた場合、翌年度の財源として繰り越したもの。
7 諸収入				
1 延滞金加算金及び過料				
		1 延滞金	1 保険料延滞金	茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例に基づき、納付金額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、地方税法で規定された割合【年14.6％（納期限後一か月以内は年7.3％）】を乗じて計算した金額に相当する延滞金額のこと。 一般被保険者に係る延滞金と、退職者医療制度として、長年会社などに勤めて退職し、年金受給権者になった方とその被扶養者の方が受けられる制度に係る退職者被保険者等延滞金がある。
2 雑入				
		1 第三者納付金	1 第三者納付金	法第64条に規定されている損害賠償請求権の行使によるもの及び交通事故等の返納金
		2 返納金	1 返納金	不当利得分及び第三者行為過失による本人請求分について、令和6年度中に返還されていないもの。引き続き調定し返還を求める。
		3 滞納処分収入	1 滞納処分収入	インターネット公売手数料
		4 雑入	1 雑入	他の歳入科目の区分に該当しないすべての収入

歳 出

款	項	目	節
1	総務費	1 総務管理費	
		1 一般管理費	1 報酬 ～18 負担金補助及び交付金 国民健康保険事業従事者の職員給与等に係る経費
		2 連合会負担金	18 負担金補助及び交付金 健全な国民健康保険事業の運営のために、国民健康保険業務を共同で処理している神奈川県国民健康保険団体連合会に支払う負担金
		2 徴収費	
		1 賦課徴収費	1 報酬 ～12 委託料 国民健康保険の賦課徴収に要する経費。会計年度任用職員の人件費、消耗品費、納入通知書等に係る事務費
		3 運営協議会費	
		1 運営協議会費	1 報酬 協議会出席委員に支払う報酬
2	保険給付費	1 療養諸費	2 旅費 被用者保険代表者の交通費に係る経費
		1 療養給付費	18 負担金補助及び交付金 保険医療機関等においての疾病又は傷病に係る医療費のうち、被保険者の一部負担金の除いた金額を給付するための経費
		2 療養費	18 負担金補助及び交付金 保険医療機関等においての疾病又は傷病に係る医療費のうち、被保険者の一部負担金の除いた金額を給付するための経費（柔道整復、鍼・灸・あんま・マッサージ等）
		3 審査支払手数料	11 役務費 国民健康保険法に基づき、保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者、診療報酬等及び療養費の診療報酬明細書の審査を神奈川県国民健康保険団体連合会に委託して実施、それに係る経費を支払うための経費。
		2 高額療養費	
		1 高額療養費	18 負担金補助及び交付金 保険医療機関等においての疾病又は傷病に係る医療費のうち、被保険者の自己負担限度額を超える分を高額療養費として給付するための経費。
		2 高額介護合算療養費	18 負担金補助及び交付金 医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が高額となった場合、自己負担限度額を超える金額を給付するための経費。平成20年度から制度開始。 医療保険と介護保険の負担が長期間にわたって重複して生じる世帯のさらなる負担軽減を図ることを目的に施行された。
		3 移送費	
		1 移送費	18 負担金補助及び交付金 負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により緊急性があって移送された場合の費用を給付するもの。
		4 出産育児諸費	
		1 出産育児一時金	18 負担金補助及び交付金 妊娠85日以上の出産に対して給付されるもの。1件あたり50万円。
		2 支払手数料	11 役務費 平成21年10月1日から施行された出産育児一時金直接支払制度に係る手数料。医療機関等へ神奈川県国民健康保険団体連合会が支払う。1件当たり 210円
		5 葬祭諸費	
		1 葬祭費	18 負担金補助及び交付金 死亡した被保険者の「葬祭を行う者」に対して50,000円が支給されるもの。
		6 傷病手当金	
		1 傷病手当金	18 負担金補助及び交付金 令和2年度より、国保加入者で被用者に対して、新型コロナウイルス感染症に罹患して仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与の全部または一部の支払いを受けることができなくなった場合に支給されるもの。（令和5年5月7日までの罹患者が対象）

3 国民健康保険事業費納付金				
1 医療給付費分				
1 医療給付費分	18 負担金補助及び交付金	都道府県の国保特別会計において負担する、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国保事業に要する費用に充てるため、市町村が都道府県に納める納付金。		
2 後期高齢者支援金分				
1 後期高齢者支援金等分	18 負担金補助及び交付金	後期高齢者医療制度の被保険者への保険給付費分を賄うために、国保等の各医療保険の保険者が被保険者から徴収した保険税の一部を、社会保険診療報酬支払基金に納める納付金。 社会保険診療報酬支払基金は、各保険者から納められた支援金を後期高齢者医療広域連合に後期高齢者交付金として交付する。		
3 介護納付金分				
1 介護納付金分	18 負担金補助及び交付金	被保険者が納める保険税のうち、介護保険制度の保険給付に充てるための納付金として徴収されている部分。被保険者のうち、介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)が納付の義務を負う。		
4 保健事業費				
1 特定健康診査等事業費				
1 特定健康診査等事業費	8 報償費 ～ 12 委託料	医療費の適正化を図るためには、糖尿病等の生活習慣病やその重症化を予防し、健康寿命を延伸することが求められている。生活習慣病の原因となる内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者を早期に発見・予防し、健康増進を図る特定健康診査及び特定保健指導および保健事業等に係る経費。		
2 保健事業費				
1 保健衛生普及費	11 需用費 ～ 12 委託料	医療費通知発送、歯と口腔の健康づくり事業等に係る経費。 被保険者に健康に対する認識を深め、ひいては、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的とするもの。		
2 病院事業費	18 負担金補助及び交付金	病院事業会計において実施している直営診療施設整備及び保健事業に要する経費等について、国民健康保険特別調整交付金を財源として負担するもの。 平成25年度までは、病院事業会計で直接交付金を歳入していたが、県の指導により国保特会で交付金は歳入し、国保特会から病院事業会計へ負担金を支出することにより、経理を明確化することとなった。（支払先：茅ヶ崎市立病院）		
5 国民健康保険運営基金				
1 国民健康保険運営基金				
1 国民健康保険運営基金	24 積立金	国民健康保険運営基金積立に係る経費		
6 諸支出金				
1 償還金及び還付加算金				
1 保険料還付金及び還付加算金	22 償還金利子及び割引料	過年度の国民健康保険料に過誤納が生じたものについて、その還付に要する経費。		
7 予備費				
1 予備費				
1 予備費		予見し難い支出に対応するために計上		